

令和6年度「若年技能者人材育成支援等事業」推進計画

岩手県地域技能振興コーナー

実施要領	実施計画の内容
<p>1 事業の実施体制等</p> <p>(1) 地域技能振興コーナー</p> <p>ア 都道府県単位の地域の窓口となるコーナーを設置すること。</p> <p>イ コーナーでは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行うものとする。</p> <p>ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行うものとする。</p>	<p>1 事業の実施体制等</p> <p>(1) 地域技能振興コーナー</p> <p>ア 岩手県職業能力開発協会に窓口となるコーナーを設置する。</p> <p>イ コーナーは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を行う。</p> <p>ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行う。</p>
<p>(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制</p> <p>ア 地域技能振興コーナー長の配置</p> <p>イ 一般職員及び事務補佐員の配置</p>	<p>(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制</p> <p>ア 地域技能振興コーナー、コーナー長1名を置く。</p> <p>イ 一般職員1名、事務補佐員1名、コーディネータ2名を配置する。</p>
<p>2 地域における技能振興事業の実施</p> <p>コーナーは、地域における技能振興事業として、以下の業務を実施する。</p> <p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等</p> <p>ア 技能五輪全国大会の予選の実施</p> <p>(ア) 対象地域 岩手県内</p> <p>予選会は、各コーナーが担当する都道府県別に実施すること。</p> <p>(イ) 都道府県職業能力開発協</p>	<p>2 地域における技能振興事業の実施</p> <p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等</p> <p>ア 技能五輪全国大会の予選の実施</p> <p>(ア) 対象地域 岩手県内</p> <p>(イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施 岩手県職業能力開発協会と共同で実施する。</p>

会との共同実施	
(ウ) 予選会の競技数・競技職種等 a 本事業で行う予選会の実施職種	(ウ) 予選会の競技数・競技職種等 a 本事業で行う予選会の実施職種 西洋料理職種 1 職種を実施する。
b 予選会の参加手数料の徴収（令和4年度から実施） 予選会参加者から、参加手数料を徴収すること。 参加手数料の額は、当該都道府県における2級技能検定実技試験受検手数料の額（若年者減免措置後の額）を参考して定めること。	b 予選会の参加手数料の徴収 予選会参加者から参加手数料を徴収する。 <u>参加手数料 2,000 円</u>
イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施	イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会の参加選手及び指導員の旅費、工具等の運搬費について援助を行い、中小企業等の大会参加を促進する。 なお、支援の対象は中小企業等の従業員、学生に限るものとする。 【参加支援に係る計画】 ①技能五輪全国大会 選手：13名 指導者：10名 ②若年者ものづくり競技大会 選手：13名 指導者：10名
(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和6年度	(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 令和6年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者150名の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援として、プロフィール等、中央センターが示す方針に沿って取材を行う。

<p>の卓越した技能者の表彰の被表彰者 150 名の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行うこと。</p>	
<p>(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業は、令和 6 年度新規認定を行わない。 両事業のいずれかを認定され事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えること。</p>	<p>(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の認定を受けた事業者から変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝える。</p>
<p>3 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について (1) ものづくりマイスターの開拓 企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行うこと。 （中略） また、過去 3 年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続を行うこと。</p>	<p>3 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について (1) ものづくりマイスターの開拓 ものづくりマイスターの不足している職種については、まずどの職種に需要があるのかの把握を業界団体や企業等を通じ行う。その結果として把握できた対象業種の企業等に対して、文書、メール、電話、訪問等により、ものづくりマイスター制度を周知する。また、特にものづくりマイスターの要件を満たしている者が多いと考えられる業界団体等への広報等も行い、マイスターの認定職種拡大に努める。 また、広大な岩手県では全域を現在認定されているマイスターではカバーしきれないことも想定されるため、既存職種のマイスターの地域的な偏在を解消できるよう努める。 過去 3 年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続を行う。</p>
<p>(2) ものづくりマイスターへの説明 認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要</p>	<p>(2) ものづくりマイスターへの説明 新たに認定されたものづくりマイスターに対しては、認定証の交付時に、既に認定されているものづくりマイスターに対しては実技指導等を開始する前にコーナーの指示に基づいて活動する際の条件等について説明する。 また、新たに認定されたマイスターについては、認定</p>

<p>がある旨を周知すること (センターが定める免除基準に該当する場合を除く。)。</p>	<p>証交付の際に免除基準に該当する者の場合を除き指導技法講習を受講する必要があることを説明する。</p>
<p>(3) 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行うこと。申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出すること。</p>	<p>(3) 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請を行う者に対して申請書類の確認を行い、申請書類はコーナーが取りまとめセンターに提出する。</p>
<p>(4) ものづくりマイスターに対する研修 ア 研修の開催頻度や時期 年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施すること（ものづくりマイスターの認定件数等に応じて回数を上下して差し支えない。）。</p>	<p>(4) ものづくりマイスターに対する研修 ア 研修の開催頻度や時期 年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施する。</p>
<p>イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援（第2. 4(2)参照）を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるようにすること。</p>	<p>イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援（第2. 4(2)参照）を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるようにする。</p>
<p>ウ 交通費の負担 指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給することができる。ただし、受講手当は支払わないこと。</p>	<p>ウ 交通費の負担 指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給する。</p>
<p>エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 第2. 4 (2) ア (ウ) に定める「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行うこと。</p>	<p>エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 第2. 4 (2) ア (ウ) に定める「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行う。</p>

<p>4 ものづくりマイスターの活用に係る業務について</p> <p>(1) 若年技能者的人材育成に係る相談・援助等</p> <p>コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行うこと。</p>	<p>4 ものづくりマイスターの活用に係る業務について</p> <p>(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等</p> <p>コーナーに相談窓口を設け、技能競技大会を活用した若年技能者的人材育成に係る取り組み方法、訓練施設、設備等について相談援助を行う。また、企業や工業高校等からの要請に応じ訪問での相談援助を行い、ものづくりマイスターの派遣に係るコーディネートにより効果的な事業の執行を図る。</p>
<p>(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施</p> <p>ア 派遣対象企業等・指導対象者</p> <p>(ア) 派遣対象企業等は、次のとおり。</p> <p>① 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいう。以下同じ。）</p> <p>② 業界団体（商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。以下同じ。）</p> <p>③ 工業高校等学校及び専修学校・各種学校（公共職業能力開発施設を除く。）</p> <p>④ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等</p>	<p>(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施</p> <p>ア 派遣対象企業等・指導対象者</p> <p>(ア) 派遣対象企業等は、次のとおり。</p> <p>① 中小企業</p> <p>1. 企業数：10社 2. 期間：6日間（1日当たり3時間） 3. 受講者数：1社（1訓練）：5名 4. 【延べ日数（人日）】（ものづくりマイスターの活動数） $5 \text{名} \times 10 \text{社} \times 6 \text{日} = 300 \text{人日}$</p> <p>② 業界団体</p> <p>1. 団体数：5団体 2. 期間：5日間（1日当たり3時間） 3. 受講者数：1団体（1訓練）：5名 4. 【延べ日数（人日）】（ものづくりマイスターの活動数） $5 \text{名} \times 5 \text{団体} \times 6 \text{日} = 150 \text{人日}$</p> <p>③ 工業高校等学校</p> <p>1. 工業高校等：約7校 2. 期間：5日間（1日当たり3時間） 3. 受講者数：1校（1訓練）：10名 4. 【延べ日数（人日）】（ものづくりマイスターの活動数） $10 \text{名} \times 7 \text{校} \times 5 \text{日} = 350 \text{人日}$</p>

	<p>④ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等</p> <p>1. 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等</p> <p>2. 実施回数：5回</p> <p>3. 受講者数：22名</p> <p>4. 【延べ日数（人日）】（ものづくりマイスターの活動数） $22\text{名} \times 5\text{回} = 110\text{人日}$</p>
(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施	<p>(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施</p> <p>1. 地域若者サポートステーション</p> <p>2. 期間：5日間（1日当たり2時間）</p> <p>3. 受講者数：2名</p> <p>4. 【延べ日数（人日）】（ものづくりマイスターの活動数） $2\text{名} \times 5\text{日} = 10\text{人日}$</p>
イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信	<p>イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信</p> <p>1. 小中学校等の児童・生徒</p> <p>2. 実施回数：16回</p> <p>3. 受講者数：30名</p> <p>4. 【延べ日数（人日）】（ものづくりマイスターの活動数） $30\text{名} \times 16\text{回} = 480\text{人日}$</p>
ウ ものづくりの魅力、技術者の持つ技能を伝えるための各種大会を通じての「ものづくりの魅力」発信	(注：大会が開催される県のみ記載すること。)
(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施	<p>(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施</p> <p>1. 中小企業・業界団体及び工業高校等：5事業所</p> <p>2. 期間：3日間（1日当たり3時間）</p>

	<p>3. 受講者数：1事業所（1訓練）：2名</p> <p>4. 【延べ日数（人日）】（熟練技能者等の活動数）</p> <p>2名×5事業所×3日=30人日</p>
<p>5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について</p> <p>(1) 連携会議の設置</p> <p>コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携会議を設置し、運営すること。</p>	<p>5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について</p> <p>(1) 連携会議の設置</p> <p>下記の10名で構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手労働局職業安定部訓練課長 ・岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室労働課長 ・岩手県教育委員会学校教育室産業・復興教育課長 ・岩手県立産業技術短期大学校教育部長 ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部訓練課長 ・岩手県中小企業団体中央会事務局長 ・岩手県商工会議所連合会事務局長 ・岩手県商工会連合会事務局長 ・職業訓練法人二戸職業訓練協会事務局長 ・岩手県技能振興コーナー長
<p>(2) 連携会議の開催回数</p> <p>連携会議は、年間2回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。</p>	<p>(2) 連携会議の開催回数</p> <p>開催回数 年2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初（4月又は5月予定） 岩手県としての推進計画の決定 ・年末（12月予定） <p>事業実施状況及び次年度に向けた改善事項等の報告</p>